

振込金受取書・預金払戻請求書による振込受付書(兼振込手数料受取書)

ご依頼日 16年 11月 12日		▼漢字(左づめ)でご記入ください。(中信本支店宛は記入不要)		▼漢字(左づめ)でご記入ください。	
お振込先	信 金 中 央 信 用 金 庫	中 信 信 農 協 他	信 行 金 組 協 他	本 店 学 業 部	支 店
お受取人	姓	カタカナで濁点(・)、半濁点(゜)も一字としてご記入ください。			
	名	カタカナで濁点(・)、半濁点(゜)も一字としてご記入ください。			
ご依頼人	(おなまえ)		⑩ 新潟県地震災害義援金 様へ		
	(おところ) 〒		(おでんわ) -		
ご依頼人	姓	ホ フ ツ ヤ ミ ナ - 2 0 0 4			
	名	ミ ツ コ ウ イ イ ン カ イ			
ご依頼人	(おなまえ)		保物ヤミナ-2004実行委員会 様から		
	おでんわ		依頼人電話番号(市外局番含め左づめでご記入ください)		
(おところ) 〒		54-0057			
		大阪市中央区北久宗寺町2-3-6			
		預金種目	普 通 貯 蓄 他	金額	¥ 21,363
		座番号		お振込方法	電 信
<p>お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> 振込依頼書は、なるべく午後2時までにをお持ちください。 この時刻以降受付分は、翌営業日のお取扱いとなることでもありますのでご了承ください。 振込依頼書に記載相違等不備があった場合は照会等のため振込がおくることがあります。 <p>お取扱いについて詳しくは店頭に備え付けの振込規定をお申し出の上、ご覧ください。 なお、当受取書の裏面に抜料を掲載しております。</p>					
		振込手数料(倉消書税)		円	
		京都中央信用金庫		八条口支店	
		収入印紙 200円		いづれかの場合、印紙不要	
		振込金+手数料		3,000円未満	
		依頼人が出資会員		+振込受付書	

京都中央信用金庫

台風および地震による災害に対する義援金の

お取り扱いについて

9月29日からの台風21号、10月9日の台風22号、10月20日の台風23号および10月23日の地震では、各地で多数の被害が生じていて、被災地のみなさまには心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、被害を受けられた方々を支援するため、下記により義援金の受付をいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先 ①三重県 ②愛媛県 ③静岡県 ④宮崎県 ⑤徳島県
⑥香川県 ⑦兵庫県 ⑧岐阜県 ⑨京都府 ⑩新潟県

お客様の義援金は、日本赤十字社本社を通じて各被災地に寄付いたしますので、振込依頼書には、必ず寄付先（①「三重県台風21号関連災害義援金」、②「愛媛県台風21号関連災害義援金」、③「静岡県台風22号災害義援金」、④「宮崎県台風23号災害義援金」、⑤「徳島県台風23号災害義援金」、⑥「香川県台風23号災害義援金」、⑦「兵庫県台風23号災害義援金」、⑧「岐阜県台風23号災害義援金」、⑨「京都府台風23号災害義援金」、⑩「新潟県地震災害義援金」）をご記入ください。

複数の被災地に振込まれる場合には、被災地ごとに振込手続をお願いいたします。

2. 取扱期間 ①三重県および愛媛県が寄付先の義援金 平成16年10月29日まで
②静岡県、宮崎県、徳島県、香川県、兵庫県、岐阜県、京都府、および新潟県が寄付先の義援金 平成16年11月30日まで

3. お振込先 信金中央金庫 本店業務部 別段預金 日赤義援金口

4. 振込手数料 無料

＜所得税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ＞

日本赤十字社が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。

＜個人(所得税)の方の場合、年間所得の25%までの寄付金額から1万円を差し引いた額が所得控除できます＞

お申出のありました方には、寄付先に応じて、次のとおり日本赤十字社から直接領収書が郵送されます。

①三重県および愛媛県が寄付先の義援金 11月中旬以降

②静岡県、宮崎県、徳島県、香川県、兵庫県、岐阜県、京都府、および新潟県が寄付先の義援金

12月中旬以降

※ 詳しくは窓口にてお尋ねください。



信金中央信用金庫

H16038